

改正の経緯

- かつてDMATは、東日本大震災や熊本地震などの地震災害を主な活動の場としてきたが、近年は、頻りに発生した豪雨災害の支援など、徐々に活動の場を広げてきた。一方で、地震災害時と豪雨災害の活動は、都道府県の被害の性質や組織の立ち上げ方などにも違いがあり、被災地で求められる活動が必ずしも活動要領の記載にそぐわない場面も見られた。DMATが現場でより効果的に活動するため、令和元年度に活動要領の改正を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受けて延期となっていた。
- 他方、この間、DMATは、新型コロナウイルス発生から拡大時において、ダイヤモンドプリンセス号や都道府県調整本部に入り、災害医療マネジメントの知見を活用して、感染症患者の入院・搬送調整に係る支援を行うとともに、感染症の専門家と協力して感染制御と業務継続の両面の支援が可能な支援チームを形成し、介護施設等においてクラスター対応を行った。
- 新型コロナウイルス対策におけるDMATの活躍は各所で評価されており、今後も、災害時だけでなく、新興感染症のまん延時にもDMATの災害医療の知見をより有効に活用していくことを目的として追加的な改正を行った。

主要な改正事項

- 災害発生時においてDMATがより効果的に活動するための視点に加え、新興感染症まん延時におけるDMATの活動を明確化する観点から、以下の点に関して、日本DMAT活動要領を改正。
 - ① 保健医療調整本部と都道府県DMAT調整本部の関係の明確化
 - ② 搬送調整業務における災害医療コーディネーターとDMATの役割の明確化
 - ③ 災害発生時のDMAT自動待機及び解除基準の見直し
 - ④ 都道府県DMAT調整本部立ち上げの目安の明確化
 - ⑤ 新興感染症に係るDMATの活動の位置付け

日本DMAT活動要領の改正②

改正のポイント

①保健医療調整本部と都道府県DMAT調整本部の関係の明確化

改正の背景

- DMATが保健医療調整本部の業務の支援を実施している実態があるが、活動要領には記載はなかった。
- 災害時に都道府県が設置する保健医療調整本部と都道府県DMAT調整本部は、一体的に運用されることが必要であるが、双方が同じ業務を行ってしまうなど非効率な運用がされていた。
- 都道府県DMAT調整本部の本部長は、災害時に効果的なDMATの調整を行うために重要な役職であるが、適格者の要件が明確でなかった。

改正の内容

- DMATの業務に保健医療調整本部における業務を位置づけると共に、保健医療調整本部と都道府県DMAT調整本部の役割について記載し、一体運用が望ましいことを記載。
- 都道府県DMAT調整本部本部長は、災害医療コーディネーターのうち統括DMAT登録者から任命することを明記。

②搬送調整業務における災害医療コーディネーターとDMATの役割の明確化

改正の背景

- 都道府県内の搬送調整は災害医療コーディネーターの業務の一部であり、実態としてDMATが支援していたが、それぞれの役割が明確でなかった。

改正の内容

- 搬送調整において、DMATは災害医療コーディネーターをサポートする立場であることを明確にしつつ、DMATの業務として医療搬送調整を記載。

③災害発生時のDMAT自動待機及び解除基準の見直し

改正の背景

- 災害の規模に応じて、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに全国のDMATが待機となる基準（自動待機基準）を設けていたが、災害の発生場所によらず全国のDMATが待機することになっており、DMATへ過剰な負担につながる可能性があった。
- 待機の解除を被災都道府県の判断に委ねることが被災都道府県の負担につながる可能性があった。

改正の内容

- 災害のエリア及び強度とDMAT指定医療機関の所在地に応じた自動待機基準を設定。
- DMATの自動待機については、厚生労働省及びDMAT事務局が解除する旨を記載。

日本DMAT活動要領の改正③

改正のポイント

④ 都道府県DMAT調整本部立ち上げの目安の明確化

改正の背景

- 都道府県が都道府県DMAT調整本部を立ち上げる際に参考となる目安がなく、都道府県ごとに対応にばらつきがあった。

改正の内容

- 都道府県がDMAT調整本部を立ち上げる際には、都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にすることと、自動待機基準や派遣要請基準を参考にすることを記載。
- 被災都道府県に隣接する都道府県においても、患者の受け入れ要請に備えて、都道府県DMAT調整本部の立ち上げを検討することを記載。

⑤ 新興感染症に係るDMATの活動の位置付け

改正の背景

- DMATは、新型コロナウイルス感染症発生から拡大時において、ダイヤモンドプリンセス号や都道府県調整本部に入り、災害医療マネジメントの知見を活用して、感染症患者の入院・搬送調整に係る支援を行うとともに、感染症の専門家と協力して感染制御と業務継続の両面の支援が可能な支援チームを形成し、介護施設等においてクラスター対応を行ったが、感染症に係る対応は要領に位置づけられていなかった。

改正の内容

- DMATが感染症に係る対応を行う際の派遣要請の方法、活動内容、費用支弁の方法等について記載。

災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備事業

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額): 8.0億円(6.1億円)

事業目的

- 災害発生直後の被災地等における医療機能の低下に対応するため、被災地等で医療を提供するDMATの養成、管理及び支援のほか被災都道府県や災害拠点病院等との連絡調整等を行うためのDMATの体制整備を行う。
- 新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、DMAT事務局の体制を拡充する。

事業内容

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ①DMAT事務局運営経費(人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費、光熱水費等)
 - ②DMAT隊員養成研修経費(DMAT隊員養成、技能維持研修、統括DMAT研修、感染症対応研修等)の企画・実施
 - ③災害医療調査ヘリコプター運営経費
 - ④大規模地震時医療活動訓練経費・DMAT地方ブロック訓練経費

増額理由

- 従来、災害医療対応に係るもののみを措置してきた、①DMAT事務局運営経費(人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費、光熱水費等)について、新興感染症対応に係る事務局運営経費(人件費、消耗品費、光熱水費等)を措置すること、及び②DMAT隊員養成研修について、感染症に係る研修を新たに実施することによる増。